# 令和5年度 指定管理者運営評価シート

所管課 育成センター課

# 1. 公の施設

公の施設の名称	西宮市立留守家庭児童育成センター (夙川、大社)指定期間:平成31年4月1日~令和5年3月31日 (鳴尾東、甲子園浜)指定期間:平成30年4月1日~令和6年3月31日 (上甲子園)指定期間:令和4年4月1日~令和10年3月31日
所 在 地	西宮市久出ケ谷町8-4 他
	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の遊び及び生活の場としての機能 並びに静養するための機能を備えた専用区画としての育成室、玄関、トイレ等。
施設の設置目的	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図る。

#### 2. 指定管理者

指定管理者	団体名	企業組合 労協センター事業団	指定期間 開始日	-
相比自生有	所在地	東京都豊島区東池袋1丁目44-3	終了日	-
選定方法		公募•非公募(再指定)	評価対象年	-

-2,2,4	_	-20 21 - 20 (100)				
3. 指定管理者の業務履行状況	7					
①施設の維持・管理関係	(2) 休 館 休日 (3) その 例(昭和6 市規則第9	日 ア 日曜日 イ 1月1日 ウ 上記ア 也、市と指定管理 3年西宮市条例第	の休業日 午前 及び国民の祝日 から同月3日ま ・イのほか市長 者が締はする基 81号。以う。)並	[8時から午後7時 に関する法律 で及び12月29日 :が特に必要と記 :本協定並びに改 :例」という。) :びに西宮市立留	寺まで(土曜日) (昭和23年法律 から同月31日ま める日 宮宮市立留守家原 及び同条例施行 留守家庭児童育所	第178号)に規定する で 庭児童育成センター条 庁規則(昭和63年西宮 成センターの設置運営
②施設の事業・運営関係	(1) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する目的を達成するために市長が必要と認める業務 (2) 留守家庭児童育成センターの利用申請受付及び利用許可に関する業務 (3) 留守家庭児童育成センターの施設及び設備の維持管理 (4) 留守家庭児童育成センター運営委員会に関すること。 (保護者、小学校代表、地域団体代表など地域の関係者や関係機関による運営委員会の設置が必要です。) (5) その他留守家庭児童育成センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務 労働実態調査の結果: 問題なし 調査結果後の指示事項: 特になし					
当初及び指定期間中の提案: 市内5育成センター(夙川・大社・鳴尾東・甲子園浜・上甲子園)との交流会を実施し、学のつながりをつくる。また、地域交流を深め、地域に根ざした運営をする。 取組結果: 地域とのつながりを重視し、青愛協への参加、こども食堂の実施など、地域活動への取りに実施した。  今後の改善点: 非日常的な行事に参加することで新たな気づきや関わりが生まれ、日常の保育現場でもるため、引き続き、継続的に実施する。						動への取り組みを積極的
施設利用状況(量)を示す指	f標名 単	位 R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(実績)	R5年度(計画)
① 利用人数(4月1日現在)		۸ 418	485	479	520	480
2						
3						
4						
<u>(5)</u>						

#### 4. 利用者アンケート等の結果

①利用者アンケート等の 実施日・手法	実施日:令和4年11月24日~令和4年12月28日 手法:郵送調査法
②利用者アンケート等の 結果	回答数: 夙川53名、大社38名、鳴尾東33名、甲子園浜29、上甲子園64名 全般的な満足度についての点数が10点評価で約8割強が7点以上の評価となっており、運営に対する満足 度は高い。
③結果からの改善点など	アンケート結果から運営について、高評価を得られている。この水準を維持しつつ、まだ改善余地の残る分野への注力を検討する。

#### 5. 指定管理者の安定性や継続性の評価

①評価結果	指定管理者本体の経営状態について、「安全性」及び「収益性」の観点より経営分析を実施し、いずれの項目においても、問題はないといえる。また、指定管理業務における収支決算報告書からも、管理運営の安定性については、概ね良好といえる。
②評価結果を受けての 指示事項	特になし

## 6. 指定管理料及びその内訳(指定管理者の収入)

(単位:千円)

	区 分		R1年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(年度協定額)	
指定管理料		159,703	185,401	191,279	220,086	219,492		
	うち光熱水費		(1,450)	(2,207)	(1,613)	(1,634)		
	うち修繕料		(19)	(55)	(56)	(0)		
	うち備品費		(114)	(107)	(215)	(0)		
	「指定管理料」の「うち数」は、その金額が明確な場合にのみ記入している。また、「うち数」の合計は、指定管理料と同じではない。 (年度別校区数:R1、5校区 R2、5校区 R3、5校区 R4、5校区 R5、5校区)				7理料と同じでは			

## 7. 使用料等の収納状況(市の収入)

(単位:千円)

区 分		R1年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(予算)	
使用料		339,549	265,607	360,429	381,385	388,753	
光熱水費等使用者負担金収入							
その他の収入							
合 計		339,549	265,607	360,429	381,385	388,753	
		ひは市が直接行っ 分をまとめて記入		兄を指定管理者の	の運営指標として	いないため、使月	用料収入額は全

#### 8. 市による指定管理者の評価

-		"
	①モニタリングの結果と	仕様書等に規定された業務はおおむね履行されている。 指定管理者から市への提出を義務づけている毎月の事業報告書、指定管理者の事務局への運営状況に関するヒアリング、令和4年度に市が実施した利用者アンケートの結果などを総合的に評価した結果、現在のところ良好に事業運営されていると判断している。 今後の課題として、以下の取組みを求める。 ・強靭な組織体制の確立と職員への指導力の発揮 ・職員の安定的確保や育成
	②指摘事項	特になし